

議案第一号

杉並区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
杉並区外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十四年杉並区条例第六号）の一部
を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十
一号。以下「改正法」という。）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設について
は、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法による改正後
の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定
をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(個別外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 区長は、次に掲げるものについての法第百九十九条第七項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 区が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</p> <p>5 略</p>	<p>(個別外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 区長は、次に掲げるものについての法第百九十九条第七項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 区が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの</p> <p>5 略</p>